

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（行情）諮問第237号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第447号）

事件名：海幕服務室が使用している「審理辞退届記入要領」と「被疑事実通知書記入要領」の合体版の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる3文書のうち文書3（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 海幕服務室が使用している「審理辞退届記入要領」。

文書2 同じく「被疑事実通知書記入要領」。

文書3 文書1と文書2の合体版。

（抜粋可）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年2月26日付け防官文第2582号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、処分の取消し及び文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

少なくとも、特定年月日に、特定事件公益通報者に対しては「送付受領書記入要領」と「審理辞退届記入要領」が一枚の紙に一体化されたものが送付されている。海上幕僚監部服務室にはそのひな型が常備されており、適宜焼き増しされて使用されているはずである。

（2）意見書

本件諮問は、異議申立てから約1年経過してなされているが、これは「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）に違反するものである。

開示請求書と異議申立書を照らし合わせれば、開示請求者（異議申立人）が開示請求書を誤記したことがわかる。それを直ちに指摘してくれれば、開示請求者（異議申立人）は開示請求を出し直す等することができた。それを指摘もせず、「開示請求に該当しない行政文書まで特定する必要はない」などと威張っているのはどういうわけか。しかも、上記申

合せの期限（原則30日，例外的な場合であっても90日）をはるかに超過しているながら，何も言わずに抱え込んでいるのはどういうわけか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，文書1ないし文書3（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり，文書1及び文書2に該当する行政文書として「懲戒処分手引書（75ページ，76ページ及び112ページ）」（以下「本件文書」という。）を特定するとともに，本件対象文書については，保有を確認することができなかつたことから，法9条1項の規定に基づき，平成27年2月26日付け防官文第2582号により，本件文書を開示し，本件対象文書を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については，海上幕僚監部の関係部署において，机，書庫及びパソコンを探索したが，保有を確認することができず，関係職員にも聴き取りを行ったが，その作成及び取得を確認することができなかつたことから，不存在につき不開示としたものである。

また，本件異議申立てを受け，念のため，海上幕僚監部の関係部署において改めて行った探索においても，本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は，特定事件公益通報者に対して「送付受領書記入要領」と「審理辞退記入要領」が一枚の紙に一体化されたものが送付されていることから，海幕服務室にはそのひな型が常備されているはずである旨主張し，処分の取消し及び文書の再特定を求めるが，本件開示請求は，海幕服務室は使用している「審理辞退届記入要領」，「被疑事実通知書記入要領」及びそれらの合体版を求めるものであり，異議申立人が言う「送付受領書記入要領」と「審理辞退届記入要領」を一体化したものを求めるものではない。処分庁としては，開示請求書に記載された請求内容に合致する文書を探索した結果，本件文書が本件開示請求に該当する行政文書として確認できたものの全てであったことからこれを特定し，原処分を行ったものであり，開示請求に該当しない行政文書まで特定する必要はない。

また，本件異議申立てを受け，念のため，海上幕僚監部の関係部署において，本件文書以外に本件請求文書に該当する行政文書を保有していないか改めて探索を行い本件文書が全てであることを確認した。

以上のことから，異議申立人の主張には理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月14日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月30日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1と文書2の合体版（文書3）である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして、不存在につき不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 自衛隊法（昭和29年法律第165号）46条に規定する懲戒処分の手続の詳細等について、海上自衛隊においては、懲戒処分手引書（海幕補第2154号（25.3.1）別冊）（以下「手引書」という。）に記載されている。

イ 本件開示請求で求められた「審理辞退届記入要領」及び「被疑事実通知書記入要領」については、手引書において該当する部分が確認されたことから該当頁を特定及び開示したが、手引書においては、本件対象文書に該当するものは見当たらなかった。

ウ また、海上幕僚監部の関係部署において、本件文書以外で本件請求文書に該当する文書が存在しないか、机、書庫及びパソコンを探索したが、保有を確認することができず、関係職員にも聴き取りを行ったが、その作成及び取得を確認することができなかった。

エ 審理辞退届と被疑事実通知書の差出人と名宛人は、同一の者ではないため、それらの記入要領の合体版（本件対象文書）を作成する必要はない。

オ 本件異議申立てを受け、念のため、再度上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認されなかった。

(2) 諮問庁から手引書の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、本件対象文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明は、不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久